

記者発表資料

令和7年11月28日
九州地方整備局

◎独占禁止法違反の下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : ①東邦車輛株式会社
②日本トレクス株式会社

業者 の 住 所 : ①群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120
②愛知県豊川市伊奈町南山新田350
2. 指名停止措置期間 : 令和7年11月28日 ~ 令和8年1月27日（2ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲 : 九州地方整備局管内
4. 事実概要
別紙のとおり
5. 指名停止措置理由
当該業者たる上記2社が独占禁止法第3条に違反したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」という。）の別表第2第5号及び加算要件並びに指名停止等の措置要領の運用基準第7第四号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

<指名停止等の措置要領の運用基準（抜粋）>

7 別表第2関係

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331 総務部契約課長 本松 泰典（内線 2511）
(契約課直通：TEL 092-476-3509)
港湾空港関係 総務部契約管理官 久永 陽一（内線 290）
(経理調達課直通：TEL 092-418-3345)

<事実概要>

東邦車輌（株）及び日本トレクス（株）は、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

また、遅くとも令和4年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

さらに、遅くとも令和4年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

令和7年9月24日に公正取引委員会は、以上の行為が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものであるとして公表し、併せて日本トレクス（株）に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。